

前橋市監査委員公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、未来創造部、監査委員事務局の定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年11月25日

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	中 林 章
同	小曾根 英 明

内 監
令和3年11月25日

前 橋 市 長 山 本 龍 様
前 橋 市 議 会 議 長 横 山 勝 彦 様

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	中 林 章
同	小曾根 英 明

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

定期監査結果報告書

1 監査基準

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号）に準拠し実施しました。

2 監査対象部局

未来創造部

政策推進課、未来政策課、交通政策課、情報政策課

監査委員事務局

3 監査期間

令和3年10月11日から同年11月25日まで

4 監査対象

令和3年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理。ただし、必要に応じて令和2年度も対象としました。

5 監査方法

歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取を行い、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置くとともに、下記の項目を監査重点項目として定めました。

- (1) 補助金等交付事務について
- (2) 契約事務について
- (3) 財産管理事務について
- (4) 債権管理事務について
- (5) 現金取扱事務について
- (6) 雇用管理事務について
- (7) 管外出張事務について

6 監査結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、一部に改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

(1) 未来創造部政策推進課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(2) 未来創造部未来政策課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(3) 未来創造部交通政策課（指摘事項 2 件、要望事項 1 件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 随意契約の理由について

群馬総社駅周辺まちづくり調査業務において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結しており、業務実施伺の「随意契約を行う理由」では、市民と近い関係性であること、まちなかの住民主体のまちづくりについて優れた実績をあげていることと記載している。しかし、同号で規定する性質又は目的が競争入札に適さないとする理由は、例えば、特殊な技術や手法等のようにその設計者でなければ行えないような業務などを理由とするもので、そのことからすると本件の理由は不十分であると考えられる。

また、随意契約による見積書の徴取は 1 者としているが、1 者の場合は契約規則第 17 条第 1 項ただし書の該当事由を明確にする必要があるが明記されていない。これらの状況から、本契約は 1 者見積もりによる随意契約の方法が適切であったのか、十分に判断できなかった。

地方公共団体の契約方法は、地方自治法により一般競争入札が原則とされており、指名競争入札や随意契約の方法は同法施行令で定める場合に該当するときに限り認められているものであることを踏まえ、今後、随意契約を行う場合はこれら法令にのっとり適切に判断し、その判断理由等を明確にするよう契約事務を改善されたい。

(イ) 契約書の記載事項について

新前橋駅昇降機等清掃業務、前橋大島駅昇降機等清掃業務、駒形駅昇降機等清掃業務の契約書において、契約規則第 53 条に規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項の部分が記載されていなかった。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(ウ) 少額工事の契約について

前橋大島駅誘導灯修繕工事において、少額工事事務処理要領第 10 条第 1 項第 5 号で規定する少額工事（簡易工事・施設修繕）見積合わせ通知書（様式第 5 号）を送付しておらず、同条第 2 項で規定する少額工事見積書（様式第 8 号）を徴していなかった。

少額工事の発注に当たっては、少額工事事務処理要領にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 駅の業務委託契約方法の見直しについて（要望事項）

新前橋駅、前橋大島駅、駒形駅の昇降機保守点検業務を 2 契約に分割、同 3 駅の昇降機等清掃業務を 3 契約に分割して締結しているが、業務ごとに全ての駅を一括して契約することにより、スケールメリットによる経費削減が考えられるため、契約方法の見直しを検討されたい。

ウ 財産管理事務について（指摘事項）

行政財産である粕川駅舎は、平成 16 年 7 月 5 日付けで、敷地の所有者である鉄道会社と粕川駅舎新築工事に伴う完了後の施設の使用及び維持管理

にかかる協定を締結し、同鉄道会社へ無償で貸し付けている。しかし、行政財産の貸付けに当たり、地方自治法第238条の4第7項及び財務規則第196条による行政財産の目的外使用許可の手続を行っておらず、このため、行政財産使用料条例にのっとりた使用料に係る検討も行っていなかった。

更に、粕川駅舎の敷地は、所有者である同鉄道会社と、平成16年7月5日付けで、使用貸借期間を同月20日から平成18年3月31日までとする土地使用貸借契約を締結していたが、期間満了後から現在まで、その契約の更新手続を行っていなかった。

よって、行政財産の貸付けについて、財務規則第196条にのっとりた駅舎の行政財産の目的外使用許可等の手続を行うとともに、駅舎敷地の土地使用貸借契約の更新手続を直ちに行われたい。なお、これら手続に当たっては、市が今後も引き続き粕川駅舎を所有し、鉄道会社へ貸し付けていくことなどの妥当性を検討したうえで、必要な手続を行われたい。

(4) 未来創造部情報政策課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(5) 監査委員事務局

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。